

教 育 委 員 会 6 月 定 例 会 議 事 録

会議名 教育委員会 6 月定例会
開催日 令和 4 年 6 月 13 日（月）午後 2 時 30 分～午後 3 時
開催場所 議会棟 5 階 第 2 委員会室
出席者 藤田教育長職務代理者、真野委員、秋元委員、中川委員
事務局等出席者

荒木教育次長兼学校教育部長、若林教育監兼総合教育研修センター所長、山口教育監、中村社会教育部長、三宅社会教育部部長、赤堀学校教育部次長兼教育政策総務課長、辻社会教育部次長兼社会教育課長、野岸文化スポーツ室長兼課長、阪本施設給食課長、大坪施設給食課長、牧野学務課長、古田教育指導課長、籠本総合教育研修センター課長、山本中央図書館長兼分館（東図書館・駅前図書館）分館長、大野青少年課長、坂本教育政策総務課係長、浦戸教育政策総務課係長、當房（教育政策総務課担当）

○藤田教育長職務代理者

それでは、ただ今から教育委員会 6 月定例会を始めさせていただきます。

本日の署名委員は、真野委員にお願いいたします。

本日の案件は、報告事項が 1 件、議決事項が 1 件でございます。

それではまず、本日の配付資料について確認をいたします。

事務局から説明をお願いいたします。

はい、赤堀次長。

○赤堀学校教育部次長兼教育政策総務課長

本日の配付資料を確認いたします。

教育委員会定例会の議案書、以上で 1 点でございます。

○藤田教育長職務代理者

説明は終わりました。

それでは、議案書 1 ページ、「5 月・6 月の教育委員会一般事務報告」についてお伺いいたします。

事務局から報告事項はございませんか。

はい、赤堀次長。

○赤堀学校教育部次長兼教育政策総務課長

6 月の一般事務報告をいたします。

まず、5 月 28 日に市政感謝会が開催されました。

次に、6 月 3 日に、令和 4 年 6 月市議会臨時会が開催され、同日に予算決算常任委

員会（文教生活分科会）及び予算決算常任委員会（全体会）が開催されました。

次に、本日、6月13日に教育委員懇話会及び教育委員会定例会を開催しております。

続きまして、教育委員会後援の状況につきまして御報告いたします。

5月11日から6月10日までの教育委員会の後援状況につきましては、全体で7件ございまして、全て継続の後援でございます。

1件目は、一般社団法人ふるさ都・夢づくり協議会による「第24回大阪・淀川市民マラソン2022」、2件目は、社会福祉法人大阪誠昭会による「特別支援教室ZOOMオンライン子育て講演会」、は、宮城復興支援センターによる「国際交流&イングリッシュキャンプ」、4件目は、寝屋川市バレーボール連盟による「第45回教育長杯クラス別バレーボール大会」、5件目は、マイライフ新聞社による「第29回通学圏私立中学・高校入試説明・懇談会」、6件目は、寝屋川市障害児者施設協議会による「第24回福祉大バザー アル・プラザウエルフェア'22」、7件目は、寝屋川まつり実行委員会による「第45回寝屋川まつり」でございます。

以上でございます。

○藤田教育長職務代理者

ただ今の報告に対しまして、御質問はございませんか。

事務局からほかにごございませんか。

はい、辻次長。

○辻社会教育部次長兼社会教育課長

6月の一般事務報告をいたします。

6月1日、令和4年度第1回社会教育委員会議を開催いたしました。内容といたしましては、委嘱状交付式、令和4年度社会教育部事業計画について、その他の案件でございます。

以上でございます。

○藤田教育長職務代理者

ただ今の報告に対しまして、御質問はございませんか。

事務局からほかにごございませんか。

はい、山本館長。

○山本中央図書館長兼分館（東図書館・駅前図書館）分館長

6月の一般事務報告をいたします。

6月1日に児童・生徒への図書配送サービス事業実施要綱を制定し、施行いたしました。この事業は、児童・生徒がタブレット端末から予約した図書について、各学校で受け取ることができる事業でございまして、週1回の配送により、各学校に図書を届ける事業でございます。

以上でございます。

○藤田教育長職務代理者

ただ今の御報告に対しまして、御質問はございませんか。

事務局からほかにございせんか。

では、ないようですので、次に2ページ、「6月・7月教育委員会行事計画書」についてお伺いいたします。

事務局から、何かございせんか。

はい、赤堀次長。

○赤堀学校教育部次長兼教育政策総務課長

6月の行事計画について御説明いたします。

まず、6月16日から7月6日まで開催されます、令和4年6月市議会定例会でございますが、6月21日に文教生活常任委員会及び予算決算常任委員会（分科会）、27日に予算決算常任委員会（全大会）が開催され、28日から30日までの一般質問、7月4日に文教生活常任委員会協議会が開催される予定でございます。

次に、7月28日に、教育委員懇話会及び教育委員会定例会の開催を予定しております。

以上でございます。

○藤田教育長職務代理者

ただ今の御報告に対しまして、御質問はございせんか。

事務局からほかにございせんか。

では、ないようですので、「6月・7月教育委員会行事計画書」については、予定どおり、よろしくお伺いいたします。

次に、3ページでございます。

報告第11号「市長からの意見聴取について」を議題といたします。

はい、赤堀次長。

○赤堀学校教育部次長兼教育政策総務課長

ただ今御上程いただきました、報告第11号、市長からの意見聴取につきまして、令和4年6月市議会定例会に付議される議案の教育委員会関係分については異議がないものとして、寝屋川市教育委員会教育長に対する事務の委任等に関する規則第3条の規定により、臨時に代理いたしましたので、教育委員会に報告し、承認を求めるものでございます。

それでは、当議案の内容につきまして、一括して御説明いたします。

4ページを御覧ください。令和3年度寝屋川市一般会計繰越明許費の報告（教育委員会関係分）につきまして、御説明いたします。

まず、（款）教育費、（項）小学校費、（事業名）市立小学校衛生用品等購入経費、翌年度繰越額3,330万円でございます。

財源といたしましては、既収入特定財源として1,665万円、未収入特定財源として、国庫支出金1,665万円でございます。

次に、（項）中学校費、（事業名）市立中学校衛生用品等購入経費翌年度繰越額1,710万円でございます。

財源といたしましては、既収入特定財源として855万円、未収入特定財源として、国庫支出金855万円でございます。

本事業につきましては、国の補正予算に係る事業でございます、事業自体が年度をまたがることを前提としていることから、翌年度に繰り越したものでございます。

続きまして、寝屋川市立青少年の居場所条例の一部改正について、御説明いたします。

7 ページの新旧対照表を御覧ください。

条文の朗読を省略し、改正理由及び改正内容について御説明いたします。

まず、改正理由につきましては、寝屋川市立青少年の居場所を統合することに伴い、所要の規定の整備を行うためでございます。

次に、改正内容につきましては、青少年の居場所「ハピネス」及び「スマイル」の2施設を、「スマイル」の1施設に統合するものでございます。

なお、本改正につきましては、今後、本市における「ターミナル化構想」の実現を図る中で、青少年の居場所の在り方についても検討を行うことを踏まえたものでございます。

附則といたしましては、施行期日を令和5年4月1日とするものでございます。

続きまして、令和4年度寝屋川市一般会計補正予算（第4号）（教育委員会関係分）につきまして、御説明いたします。

8 ページを御覧ください。まず、歳入予算補正でございます。

（款）国庫支出金、（項）国庫補助金、（目）総務費国庫補助金、補正額11億9,485万円につきましては、新型コロナウイルス感染症対応に関連した各種対象事業に係る、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の追加補正でございます。

次に、（款）繰入金、（項）基金繰入金、（目）公共公益施設整備基金繰入金、補正額1,391万6千円につきましては、市立小中学校親子給食調理場建設工事及び当該工事監理業務委託料の追加補正に係る公共公益施設整備基金繰入金の追加補正でございます。

次に、（目）財政調整基金繰入金、補正額9億7,990万円につきましては、新型コロナウイルス感染症対策に係る財源としての追加補正でございます。

次に、（款）市債、（項）市債、（目）教育債、補正額4,200万円につきましては、市立小中学校親子給食調理場建設工事及び当該工事監理業務委託料の追加補正に係る義務教育施設整備事業債の追加補正でございます。

続きまして、9 ページを御覧ください。歳出予算補正でございます。

（款）教育費、（項）教育総務費、（目）教育指導費、補正額1億4,691万1千円につきましては、コロナ禍においてオンライン授業、家庭学習等、タブレットを使用する頻度が増えていることから、更なる柔軟で効率的な教育環境の整備をするため、タブレットを共用で利用する教員用及び一時貸出し用のタブレットを各校に追加配備するための、GIGAスクール推進事業に係る経費1,549万3千円、及び児童・生徒

の出欠情報、成績情報等の管理などの校務のデジタル化により教務の効率化を図り、コロナ禍を踏まえた子供と向き合う時間の確保と、教職員の働き方改革を推進するための校務支援システム導入に係る経費 1 億3,141万 8 千円を合わせたものでございます。

次に、（項）小学校費、（目）学校管理費、補正額 2 億1,579万 3 千円につきましては、経年劣化した普通教室のエアコン能力を回復するため、エアコン室外機の分解修理を実施し、冷却機能を回復させた上で、新型コロナウイルス感染防止対策として、教室の換気を促進するためのガス空調改修事業に係る経費でございます。

次に、（目）学校給食費、補正額 3 億877万 5 千円につきましては、新型コロナウイルス感染症等の影響による資材価格の高騰等を受け、入札不調となったことに伴い、経費の積算を見直し、継続費の総額を増額するとともに、年割額を変更するための市立小中学校親子給食調理場建設工事の追加補正5,538万 6 千円、及び市立小中学校親子給食調理場建設工事監理業務委託料の追加補正53万円、物価高騰の影響を受ける保護者の経済的負担を軽減するため、8 月から来年 3 月までの小学校の児童の給食費を無償化する経費 2 億2,000万円、物価高騰にあってもバランスの取れた献立による給食を継続するための学校給食食材費緊急支援事業に係る経費2,374万 3 千円、並びに給食時における飛沫感染を防ぎ、黙食の推進に向けて、各児童の机上で透明のボードを使用するための児童用飛沫感染防止対策事業に係る経費911万 6 千円を合わせたものでございます。

次に、10ページを御覧ください。

（項）中学校費、（目）学校管理費、補正額 1 億221万 8 千円につきましては、小学校と同様、ガス空調改修工事に係る経費の追加補正でございます。

次に、（目）学校給食費、補正額 1 億4,178万 6 千円につきましては、小学校と同様、8 月から来年 3 月まで中学校の生徒の給食費を無償化する経費 1 億2,500万円、及び学校給食食材費緊急支援事業に係る経費1,208万 5 千円、並びに生徒用飛沫防止対策事業に係る経費470万 1 千円を合わせたものでございます。

次に、（項）社会教育費、2 段目の（目）青少年教育費、補正額58万 4 千円につきましては、令和 4 年度限りでこどもセンターを廃止することから、青少年の居場所ハピネス機能を池の里市民交流センターへ移転することに係る経費でございます。

次に、（目）社会教育総務費、補正額12万 1 千円、（目）エスポアール費、補正額 43万 1 千円、（目）学び館費 補正額 9 千円、11ページに移りまして、（項）社会体育費、（目）社会体育施設費、補正額40万 4 千円、（目）市民体育館費、補正額13万 7 千円につきましては、いずれも令和 4 年 1 月から 3 月までのまん延防止等重点措置適用期間中において、市民等が施設予約をキャンセルしたため減収となった利用料金について、指定管理者に対して当該減収分を補償する、地域交流センター及びエスポアール、学び館、野外活動センター、市民体育館に係る指定管理者減収補償でございます。

続きまして、12ページを御覧ください。継続費補正でございます。

まず、（款）教育費、（項）小学校費、（事業名）市立小中学校親子給食調理場建設工事でございます。

本事業につきましては、新型コロナウイルス感染症等の影響による資材価格の高騰等を受けて、入札不調になったことに伴う経費の積算見直し、及び着工時期が当初見込みから遅れることに伴い、総額及び年割額を変更するものでございます。

総額を、19億3,580万9千円から、20億7,427万5千円に変更し、変更の年割額につきましては、令和4年度8億2,971万円、令和5年度12億4,456万5千円とするものでございます。

次に、（事業名）「市立小中学校親子給食調理場建設工事に伴う施工監理業務委託」でございます。

本事業につきましては、建設工事に連動し、総額及び年割額を変更するものでございます。

総額を、3,542万3千円から、3,674万6千円に変更し、変更後の年割額につきましては、令和4年度1,469万9千円、令和5年度2,204万7千円とするものでございます。

以上でございます。

○藤田教育長職務代理者

報告は終わりました。

ただ今の報告を受けまして、御質問はございませんか。

では、ないようですので、報告第11号「市長からの意見聴取について」を報告どおり承認することに御異議はございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○藤田教育長職務代理者

御異議なしと認めます。

よって本案は、報告どおり承認することに決めます。

次に、議決事項に移ります。

13ページでございます。

議案第24号「教育行政事務の管理及び執行状況に関する点検及び評価の実施方針について」を議題といたします。

はい、赤堀次長。

○赤堀学校教育部次長兼教育政策総務課長

ただ今御上程いただきました、議案第24号、教育行政事務の管理及び執行状況に関する点検及び評価の実施方針につきましては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第26条に基づき、令和3年度教育行政事務の管理及び執行状況に関する点検及び評価報告書を作成するに当たり、その実施方針につきまして、教育委員会の議決を求めるものでございます。

14ページを御覧ください。

本実施方針は、本年度実施いたします令和3年度教育行政事務の点検・評価につきまして、基本的な方針を定めているものでございます。

まず、1は概要でございまして、法の規定により、平成20年4月から全ての教育委員会において実施、公表することとなっております。

次に、2は実施趣旨でございまして、同法26条の規定に基づき、教育に関する事務の点検及び評価を行うものでございます。

次に、3の点検・評価の対象は、「寝屋川市教育大綱実施計画」において定めた『「考える力」の確立』、『特色ある「寝屋川教育」の確立』の2つの視点を実現するための主な事業とし、実施計画の進行管理を意識した取組としました。

15ページを御覧ください。

4は、評価方法でございまして、「教育行政事務の点検及び評価に関する会議」を設け、「教育改革重点取組」を構成する「構成取組」ごとの活動実績等を分析し、教育改革重点取組における取組指標の達成度を明らかにするとともに、評価を示すこととしました。

なお、「教育行政事務の点検及び評価に関する会議」におきましては、学識経験者に指導・助言をいただきながら進めてまいりたいと考えており、大阪商業大学の的場啓一教授、兵庫県立大学の竹内和雄准教授を候補として予定しております。

最後に、5の今年度のスケジュールでございますが、先ほど御説明申し上げました「点検及び評価に関する会議」を8月30日に開催する予定でございます。

以上でございます。

○藤田教育長職務代理者

ただ今の説明に対しまして、御意見、御質問はございませんか。

では、ないようですので、お諮りいたします。

議案第24号「教育行政事務の管理及び執行状況に関する点検及び評価の実施方針について」を原案どおり議決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○藤田教育長職務代理者

御異議なしと認めます。

よって本案は、原案どおり議決いたします。

以上で予定の案件は全て終了いたしました。

このほかに事務局から報告事項があればお願いいたします。

では、ないようですので、これをもちまして教育委員会6月定例会を終了いたします。